

滋賀県職業能力開発協会嘱託職員採用試験実施要領

- 1 採用予定数 2名程度
- 2 職務内容 下記の業務を複数人で分担していただきます。
 - (1) 国家試験(機械加工や建築大工など働くうえで必要とされる技能の習得レベルを評価する技能検定制度)にかかる案内等窓口対応、試験準備、試験員補助、合否データ集計、合格発表等にかかる事務処理
 - (2) 職業能力開発に関する試験、講習・研修会実施の事務補助
 - (3) ものづくり若者人材育成事業に関する業務運営補助(ものづくりマイスター・ITマスターの認定申請、事業実績報告書作成補助等)
- 3 勤務場所 大津市南郷五丁目2-14 滋賀県職業能力開発協会
- 4 採用予定日 平成30年4月1日
(雇用期間:平成30年4月1日から平成31年3月31日)
業務遂行上、必要がある場合は更新することがあります。
- 5 応募資格・条件
 - ① 一般的なパソコン操作(ワード、エクセルデータ)ができること。
 - ② 次のいずれにも該当しない方
 - ・ 成年被後見人または被保佐人(改正法の経過措置としての準禁治産者を含む。)
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- 6 試験の方法 面接試験
- 7 試験の日時 平成30年2月21日(水)
 - ・ 集合時間は応募時にお知らせします。
 - ・ 試験当日は履歴書(最近6カ月以内に撮影した写真を貼ったもの)および公共職業安定所(ハローワーク)発行の紹介状を持参ください。
- 8 合格発表 合格者には試験日以後3日以内に合格および採用手続きについて通知します。
- 9 申し込み方法 公共職業安定所(ハローワーク)までお申し込みください。
- 10 勤務条件等
 - (1) 賃金等 月額165,000円
通勤手当、時間外勤務手当および休日勤務手当、期末手当(2回)を支給します。
 - (2) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで(休憩1時間)

週5日38時間45分勤務

(3) 休日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月4日)

(4) 休暇 年次有給休暇、介護休暇、育児休業等の制度があります。

(5) 社会保険 健康保険、厚生年金、雇用保険

11 試用期間 採用の日から1カ月の試用期間があります。

この試用期間中に就業規則に定める事由に該当するときは、解雇することがあります。

12 問い合わせ先

〒520-0865

大津市南郷五丁目2-14

滋賀県職業能力開発協会 総務課（担当：佐野、古川）

TEL 077-533-0850

FAX 077-537-6540